

大好きです大洗寄附金(大洗町ふるさと納税)
返礼品協力事業者募集要領

令和2年10月30日制定
令和3年4月1日改定

1. 目的

ふるさと納税を活用し、大洗町の魅力を発信するとともに地元特産品などのPR・販路拡大及び地域産業の活性化などの相乗効果を図っていくため、寄附者のお礼の品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）を募集します。

2. ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「生まれ育ったふるさとを応援したい」「ふるさとに貢献したい」といった納税者の思いを実現するため、納税者が応援したい自治体を選んで寄附をした場合、2,000円を超える部分についてその一定限度額まで所得税を合わせ個人住民税が控除される寄附金税制のことです。寄附先は出身地に限らず、すべての自治体から自由に選ぶことができます。

3. 提供事業者のメリット

- (1) 返礼品（商品）代（包装代や箱代を含む）及び送料実費は町が負担します。
- (2) 人気の返礼品となれば、全国への販路拡大と売上向上につながります。
- (3) 返礼品名や説明文、画像、提供事業者名等を全国の方々がアクセスするふるさと納税ポータルサイトに掲載しますので、自社のPRにもつながります。町ホームページや町作成の広告物等にも掲載します。
- (4) 返礼品の発送にあたって、自社製品のパンフレットやチラシ等を同封することも可能です。

4. 提供事業者の要件

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 各種法令を遵守し、事業を行っていること。
- (2) 以下に掲げる企業等でないこと。
 - ア 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがある企業等
 - イ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等
 - ウ 納期が到来している所得税または法人税、消費税及び地方消費税、県税、町民税を滞納している企業等。かつ代表者がこれらの税金を滞納している企業等。
(但し、所管の官公署から納税の猶予等を受けている場合はこれに含めない。)
 - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当している企業等
 - オ 大洗町から指名停止措置を受けている企業等
- (3) その他本要領の趣旨に賛同し、責任を持った対応ができる企業等であること

また、大洗町においては、返礼品の開発及び発注及び発送管理等に関する業務について、民間事業者（以下、「ふるさと納税業務委託事業者」という）へ委託している。そのため、返礼品等の提供に関する業務について、ふるさと納税業務委託事業者と直接行うことに同意できる企業等であること。

※上記の要件に適合しても、町が適当でないと認めた場合は選定しないことがあります。

5. 提供事業者の業務

- (1) 大洗町またはふるさと納税業務委託事業者からの発注情報に基づき、寄附者への返礼品等の発送事務を行うこと。
- (2) 返礼品等に対する苦情や発送事故等があった場合は、誠意をもって丁寧に対応するとともに、速やかに大洗町またはふるさと納税業務委託事業者へ報告を行うこと。
- (3) 返礼品等として提供される商品・サービスについては、町のホームページやふるさと納税ポータルサイト等に、返礼品等提供者名・返礼品名・画像・PRコメント等を掲載するものとする。また、提供事業者は、返礼品等について自ら積極的にPRを行うこと。ただし、寄附者の適切な選択を阻害するような表現（「お得」、「コスパ（コストパフォーマンス）最強」、「セール」など）は使用しないこと。
- (4) 寄附者の個人情報、返礼品送付以外の目的に使用することはできません。また、提供事業者の責めに帰する理由により、個人情報が漏えいする等、町または第三者に損害を与えたときは、賠償責任を負うものとする。

6. 募集する返礼品

次の要件を全て満たしていることが必要です。

- (1) 地場産品（別添資料①～⑨のいずれかに該当すること）であること。
- (2) 資産性の低い物
- (3) 大洗町の魅力発信につながる要素を持つ返礼品であること。
- (4) 品質及び数量の面において、安定供給が可能であること。
ただし、期間限定・季節限定・数量限定等については供給可能な範囲で登録することができる。その場合は、おおよその予定や提供開始・終了時期等について、町担当者と密に連携し、連絡・調整が適時行えること。
- (5) 大洗町またはふるさと納税業務委託事業者からの返礼品等の発注に対し、速やかに発送対応等ができること。限られた期間で発注が集中する可能性もあり、その対応が可能な体制が構築されていること。
ただし、返礼品等の性質や生産量、収穫時期等の制限により、即時対応が困難なものについては、その旨を明示すること。
- (6) 食料品については、発送手段等を考慮の上、最低でも発送日から1週間以上の消

費期限が保証されること。

ただし、生鮮食料品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りではないが、商品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄附者の手元に届くよう配慮すること。また、生花等、時間の経過により利用価値が著しく損なわれるものについても、同様の配慮を行うこと。

- (7) 役務（サービス）の場合は、町内で提供されるものであること、もしくは町外で提供されるものであっても当該サービスの主要な部分が大洗町に相当程度関連性があること。また、利用にあたっての申請方法等が確立し、寄附者との調整が十分に行える体制が整っているととも、利用期限のあるサービスについては、利用券・チケット等の送付後、概ね1年以上利用可能なものであること。（資金決済法に基づき、必要がある場合は届出等を行うこと。）

また、緊急事態宣言等、諸情勢により役務の提供に支障が生じる場合は、利用可能期間の延長対応が可能であること。

- (8) ふるさと納税に関する法令や総務省通知の趣旨に反する内容でないこと。
(9) 大洗町民は大好きです大洗寄附金返礼品を申し込めないことから、町外在住者による申込が期待できるものであること。

7. 申込方法

下記(1)は郵送もしくは持参、(2)～(3)はセットにして、電子メールで提出すること。

※添付ファイルの総容量は5MB未満とすること。5MBを超える場合は、添付ファイルを複数の電子メールに分けて送信するなど、1つの電子メールに添付するファイルの容量が5MB未満になるよう調整すること。なお、返礼品等の品目ごとに申請書を作成することとする。

- (1) 申請書（大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者登録等申込書）

・ 大好きです大洗寄附金返礼品協力事業者募集要綱 様式第1号

※関係資料として別紙1（返礼品等提案一覧表）、別紙2（資格基準を満たす旨の誓約書）を添付し、大洗町まちづくり推進課までメールもしくは郵送等にて提出すること。

- (2) 返礼品提案書

≪主な掲載事項≫

・ 返礼品の数量、サイズ、受注から送付にかかる期間、消費期限、送付方法など、返礼品の概要がわかる情報

・ 大洗町またはふるさと納税業務委託事業者が、返礼品の提供者に支払う返礼品等の価格

※価格については300円刻みで提案することとし、提案価格(消費税込みの総額)

に応じた返礼品等を企画提案すること。なお、大洗町では提案価格が寄附額の3割以下となるよう寄附額を設定するものとする。

※消費税は軽減税率について区別すること。

- ・体験型の返礼品等については、雨天などの場合で予定していたサービスが実施できない場合の代替案も提示すること。

※商品の実物は必要ありませんので、送付はご遠慮ください。

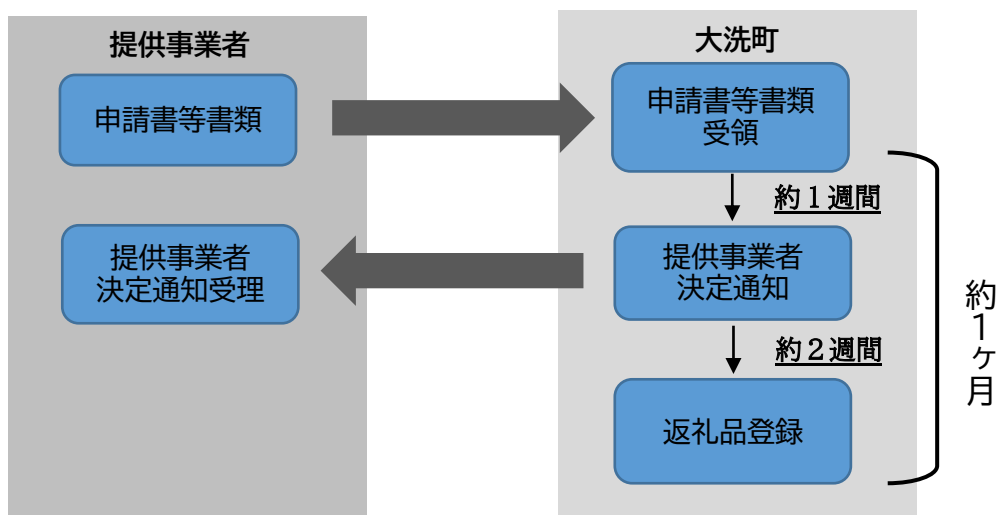
(3) 応募する返礼品の写真データ

- ・ 1点以上、5点以下
- ・ 画像データ（jpg など）で提出すること。
- ・ 画像データは、2MB以下とすること。
- ・ この写真は、ふるさと納税募集サイトに掲載するために使用します。寄附者が返礼品をイメージしやすい写真を提出してください。

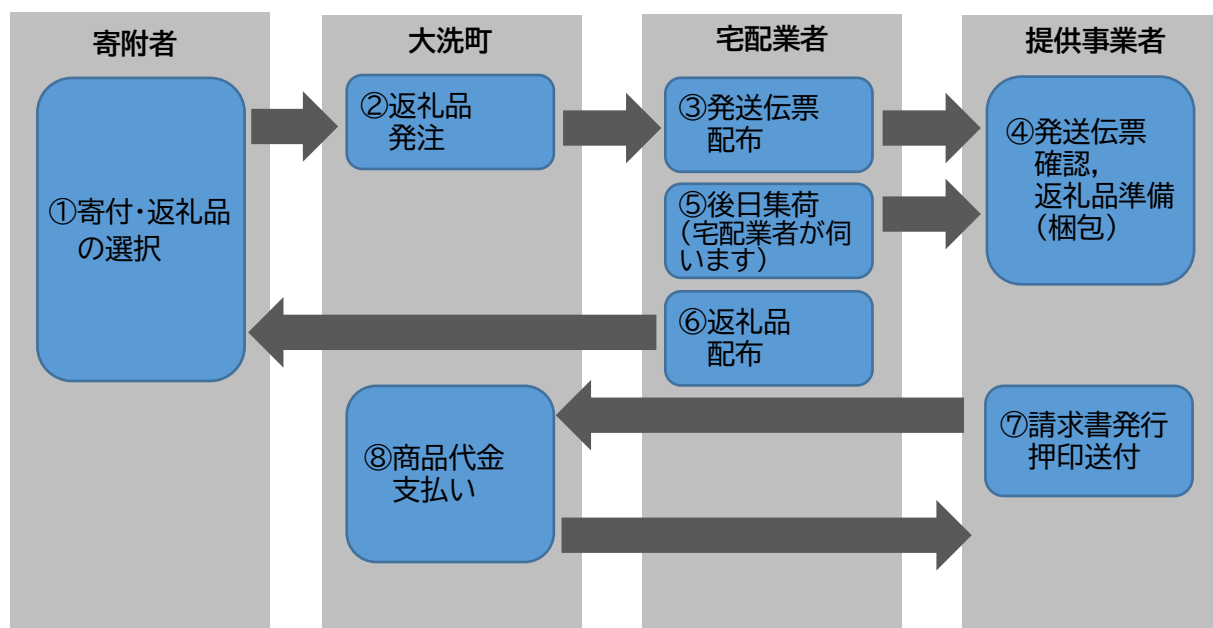
8. 応募期間、提出方法

- (1) 随時応募を受け付けます。（審査が完了次第、取扱いを開始します。）
- (2) 申請書は郵送または持参で提出するものとします。ただし、返礼品提案書及び画像データについてはメール添付とします。
直接持参する場合は記憶媒体を CD-ROM または DVD-ROM とします。

9. 選定スケジュール



10. 返礼品発送に関わる業務フロー（予定）



- ① 寄附者は各種ふるさと納税サイトより寄附を行い返礼品の選択をします。
- ② 寄附者からの注文がある都度、町より宅配業者へ発送伝票作成の依頼をします。
- ③ 宅配業者は発送伝票を作成し、提供事業者へ配布します。
- ④ 提供事業者は、後日宅配業者が集荷をするので、それまでに商品を梱包し準備をしてください。
※梱包の際に、町が発行する印刷物等で同封の依頼のあるものについては、同梱してください。
- ⑤ 後日、宅配業者が返礼品の集荷をします。
- ⑥ 宅配業者は返礼品の発送をします。
※運送業者と町が契約を行います。送料は町に請求されます。
- ⑦ 当町利用のふるさと納税管理システムより前月分の発送履歴が確認できるため、提供事業者において前月分の請求明細書を発行してください。
- ⑧ 提供事業者は請求明細書の内容を確認し、請求書を町へ送付してください。
- ⑨ 町は請求書受領後、30日以内に支払を行います。

11. 返礼品の決定

町は、4及び6に定める要件に基づき、返礼品の内容及び安全性等を審査し、返礼品を決定します。

12. その他の留意事項

- (1) 町は、提供事業者及び返礼品が4及び6に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を取り消すことがあります。また、情勢上の問題や、町が不利益を被る可能性がある場合は、取り扱い業者の承諾なく取り扱いを中止する場合があります。
- (2) 登録された返礼品を変更または辞退する場合は、事前に町へ報告をお願いします。
- (3) インターネットWebサイト及び返礼品カタログ等での掲載順や広報誌等への掲載する返礼品の選定などは町への一任となります。
- (4) 提供いただいた返礼品の写真データは、町がふるさと納税のPRとして行う広告やふるさと納税サイトへの利用をしますので、予めご了承ください。

13. 申込書提出先

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町6881-275

大洗町役場まちづくり推進課 地域振興係 ふるさと納税担当

電話 029-267-5109

FAX 029-266-3084

メール machidukuri2@town.oarai.lg.jp

別添資料

地方税法の「地場産品基準」を順守していただきますようお願いします。

(以下①～⑨いずれかに該当すること)

- ①大洗町内において生産されたものであること。
- ②大洗町内において返礼品等の原材料の※主要な部分が生産されたものであること。
- ③大洗町内において返礼品等の製造、加工その他の行程のうち※主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- ④大洗町内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- ⑤大洗町の広報の目的で生産された大洗町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から大洗町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- ⑥前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合せて提供するものであって、当該返礼品等が※主要な部分を占めるものであること。
- ⑦大洗町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が大洗町に相当程度関連性のあるものであること。
- ⑧次のいずれかに該当する返礼品等であること。
 - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
 - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
 - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

⑨震災，風水害，落雷，火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより，その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において，当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。

【補足】

・当該原材料が※主要な部分と言えるかどうかについては，当該原材料を用いて作られる加工品等の重量や付加価値のうち半分以上を上回る割合が当該原材料によるものであること等により判断する。

また，ふるさと納税の募集に際し，その旨をポータルサイト上等に明記する。

・⑧次のいずれかに該当する返礼品等であること。本要領改訂時点では，「常陸牛」が口の県内市町村の共通返礼品として取り扱うこととなっている。